

第六次滋賀県廃棄物処理計画（素案）

【素案の構成】

前回の廃棄物部会の審議結果などを基に記載 (前回の廃棄物部会以降の主な追記箇所 : [])	1 計画策定の趣旨など 1 (1) 計画策定の趣旨 1 (2) 計画の位置づけ 1 (3) 計画期間 1 (4) 計画の構成 1
今回の主な審議事項 (本計画で新たに追記した取組 : [])	2 廃棄物に関する現状など 2 (1) 五次計画の目標達成状況 2 (2) 五次計画策定時の課題と五次計画期間終了時の評価 9 (3) 国の廃棄物政策の動向 12
国の基本方針を基に記載	3 本計画の基本方針 13
五次計画を基に記載	4 将来予測および計画の目標 15 5 計画の推進に向けた取組 16 (1) サーキュラーエコノミーの推進 16 (2) 廃棄物の適正処理の徹底 17 (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築 18
	6 関係主体の役割 20 (1) 県民の役割 20 (2) NPO などの各種団体の役割 20 (3) 事業者の役割 20 (4) 市町の役割 20 (5) 県の役割 20
	7 計画の進行管理 21

※食品ロス削減については、別冊「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」に記載。

1 計画策定の趣旨など

(1) 計画策定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、令和3年（2021年）7月に策定した「第五次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「五次計画」という。）は令和8年（2026年）3月に終期を迎えます。また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年（2019年）法律第19号）に基づき、令和3年（2021年）3月に策定した「滋賀県食品ロス削減推進計画」も令和8年（2026年）3月に終期を迎えます。これらのことから、廃棄物処理の状況や関係政策の動向などを踏まえて見直しを行い、「第六次滋賀県廃棄物処理計画」および「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

- 廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき定める計画。
- 食品ロスの削減の推進に関する法律第12条第1項の規定に基づき定める計画。
- 第五次滋賀県環境総合計画の分野別計画。

(3) 計画期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

(4) 計画の構成

食品ロスの削減は、廃棄物全般に対する削減や資源を最大限に活用するサーキュラーエコノミー（循環経済）※の考え方を共有するものですが、一方で食品の価値は時間の経過により損なわれ、一定の期間が過ぎると資源であったものが廃棄物になるなど通常の廃棄物とは異なる側面もあります。こういったことから、食品ロスの削減については、「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画～三方よしと県民総参加でフードエコ～」は「第六次滋賀県廃棄物処理計画」の別冊として定める構成としています。

※サーキュラーエコノミー（循環経済）：従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

2 廃棄物に関する現状など

(1) 五次計画の目標達成状況

ア 一般廃棄物（ごみ）

(ア) 減量に係る目標

○ ごみの排出量（総量および1人1日当たり）は減少傾向にあります。1人1日当たりごみの排出量は目標を達成しています（表2-1、図2-1）。

○ 1人1日当たりごみの排出量は全国2番目の少なさです（1位：京都府749g、3位：神奈川県：769g）。

○ ごみの総資源化量およびごみの再生利用率は減少傾向にあります（図2-2）。

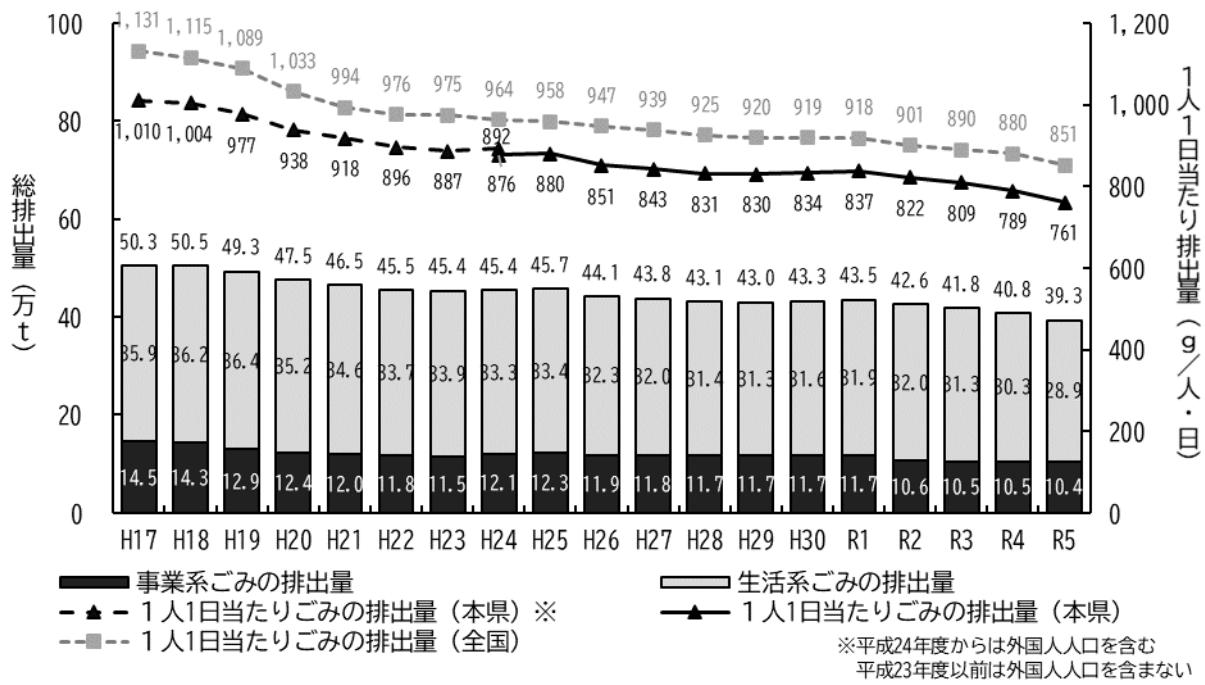
○ ごみの最終処分量（総量および1人1日当たり）は減少傾向にあります。1人1日当たりごみの最終処分量は目標を達成しています（表2-1、図2-3）。

表2-1 減量に係る目標および参考指標の状況

		実績値						五次計画	
		五次計画期間					(集計中)	目標値/ 参考指標	達成/ 到達 状況
		R2	R3	R4	R5	R6			
ごみの総排出量	万t	42.6	41.8	40.8	39.3	(集計中)	参考指標 41.3	○	
1人1日当たり ごみの排出量	g	822	809	789	761	(集計中)	804	○	
ごみの総資源化量	万t	7.7	7.2	6.6	6.2	(集計中)	参考指標 7.7	×	
ごみの再生利用率	%	18.0	17.1	16.1	15.7	(集計中)	参考指標 18.5	×	
ごみの最終処分量	万t	4.2	4.2	4.0	3.9	(集計中)	参考指標 4.2	○	
1人1日当たり ごみの最終処分量	g	81	81	78	75	(集計中)	82	○	

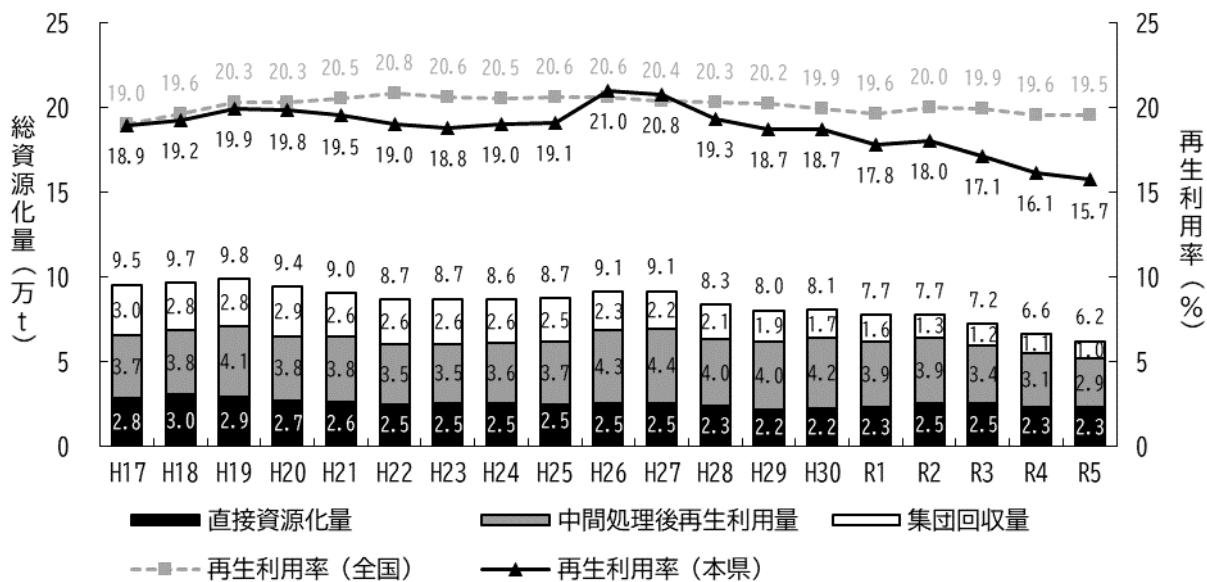
※総資源化量および再生利用率には店頭回収等の民間ルートによる回収は含みません。

出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）



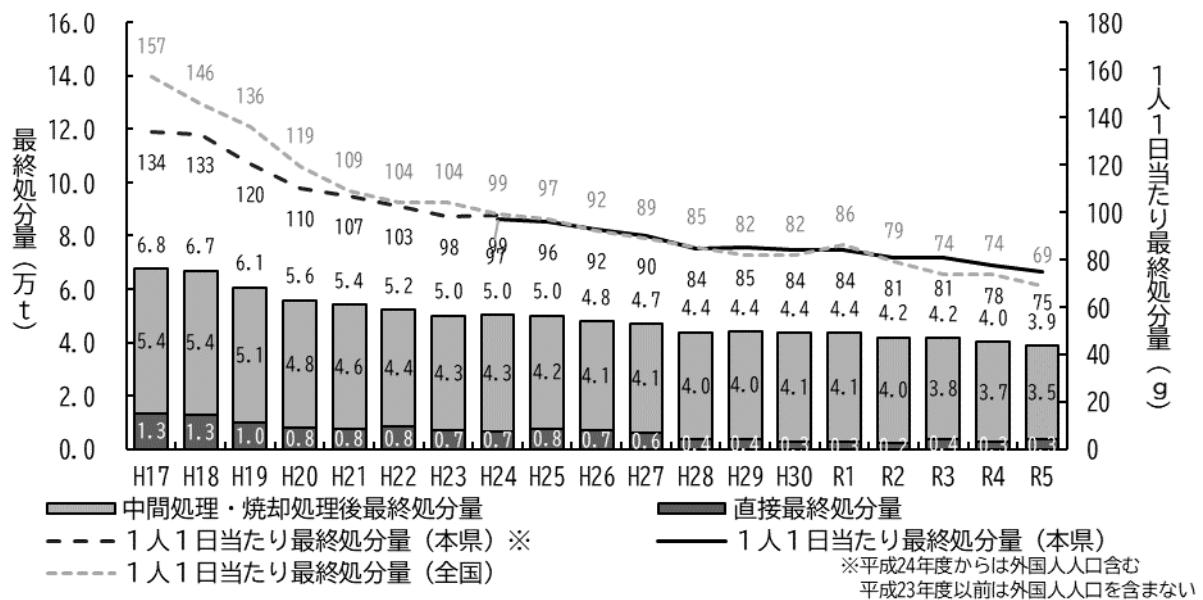
出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）

図 2-1 ごみの排出量の推移



出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）

図 2-2 ごみの総資源化量および再生利用率の推移



出典：環境省（一般廃棄物処理事業実態調査）

図2-3 ごみの最終処分量の推移

(1) 取組に係る目標

- レジ袋辞退率は85%以上とする目標を達成しています（表2-2）。
- マイボトル使用可能な給水等スポット数は令和7年度末までに100箇所とする目標を達成しています（表2-2）。
- 市町災害廃棄物処理計画の策定率は令和6年度末までに100%とする目標を達成しています（表2-2）。
- 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数は計画期間累計で1,200,000人とする目標を達成できない見込みです（表2-2）。

表2-2 取組に係る目標の状況

		実績値							五次計画			
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
レジ袋辞退率	%	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	90.8	91.2	90.6	90.2	88.8
県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数	箇所	—	16	20	21	21	23	22	56	97	112	120
市町災害廃棄物処理計画の策定率	%	—	—	—	5.2	21.1	42.1	73.7	89.5	94.7	94.7	100
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	249,478	247,896	232,979	249,338	266,195	231,814	133,812	172,321	194,802	197,019	162,387
												1,200,000 計画期間累計
												× 見込み

出典：滋賀県による調査

1 イ 産業廃棄物

2 (ア) 減量に係る目標

- 3 ○ 産業廃棄物の総排出量は県内総生産額の増加に伴って、増加傾向にあります。一方、県内総
4 生産額 1 億円当たりの排出量は 10 年前よりも低い値となっています（図 2-4、図 2-5）。
- 5 ○ 再生利用量は増加傾向、再生利用率は概ね横ばいとなっています（図 2-6）。
- 6 ○ 最終処分量は増加傾向、最終処分率は概ね横ばいとなっています。最終処分量は 9.8 万 t と
7 する目標まで、1.1 万 t 削減が必要な状況です（表 2-3、図 2-7）。
- 8 ○ 廃棄物の種類別の状況を見ると、廃プラスチック類の排出量は全体の 3.6% であるにも関わ
9 らず、廃プラスチック類の最終処分量は全体の 19.3% と最も多くなっています（図 2-8）。こ
10 れは廃プラスチック類の再生利用率が 77% と他の主要な廃棄物と比較して低い値となってい
11 るからです（図 2-9）。

12 表 2-3 減量に係る目標および参考指標

		実績値					五次計画	
		計画期間					目標値/ 参考指標	達成/ 到達 状況
R2	R3	R4	R5	R6	R7			
産業廃棄物の総排出量	万 t	383	397	389	413	(集計中)	参考指標 385	×
産業廃棄物の発生量	万 t	209	220	203	231	(集計中)	参考指標 209	×
産業廃棄物の再生利用量	万 t	180	190	177	198	(集計中)	参考指標 176	○
産業廃棄物の再生利用率	%	47	48	46	48	(集計中)	参考指標 46	○
産業廃棄物の最終処分量	万 t	10.7	10.9	10.1	10.9	(集計中)	9.8	×

14 15 ※発生量：総排出量のうち、汚泥については排出事業所内の脱水した後の量としたもの。

16 17 出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

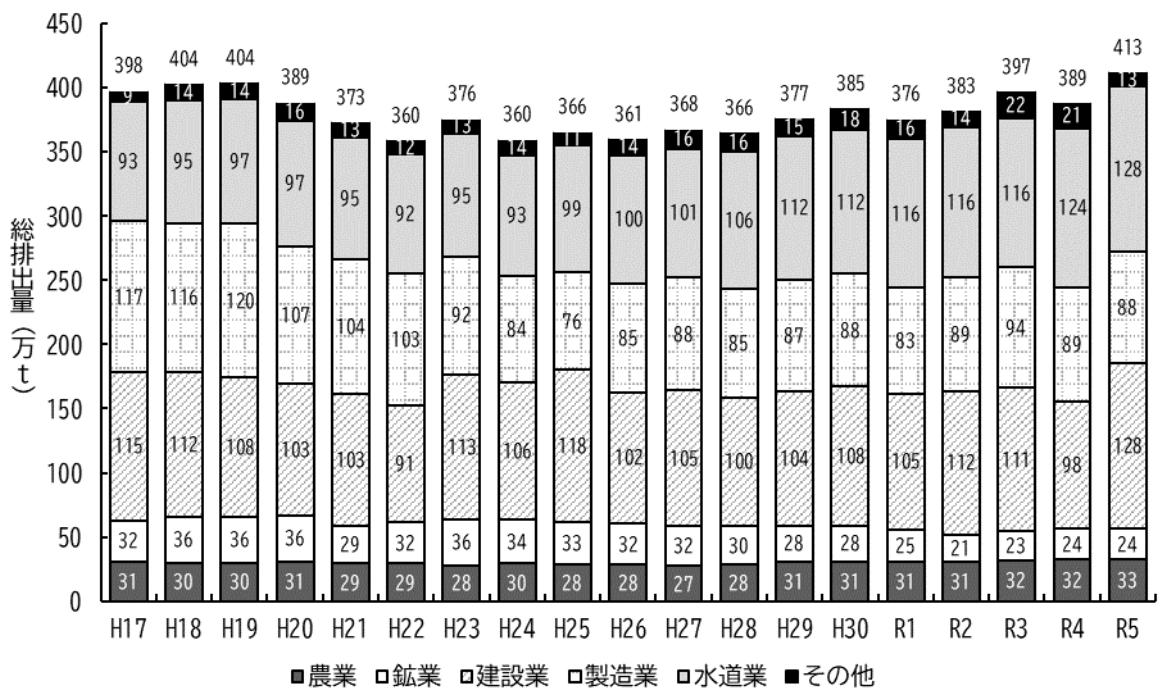


図 2-4 産業廃棄物の排出量の推移

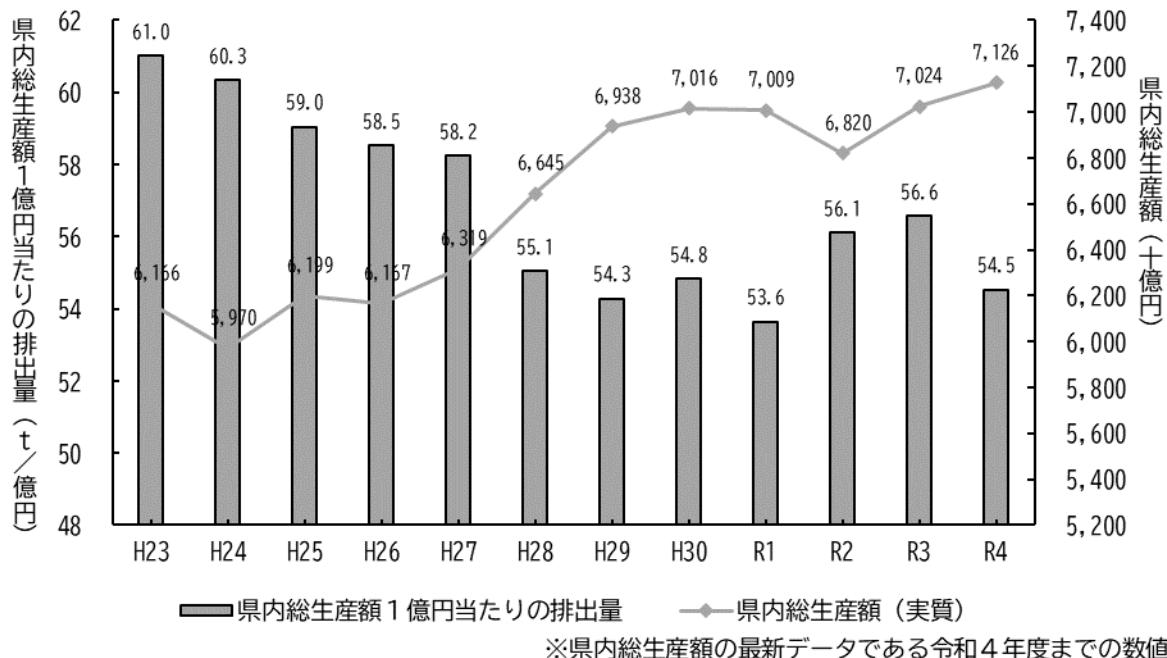
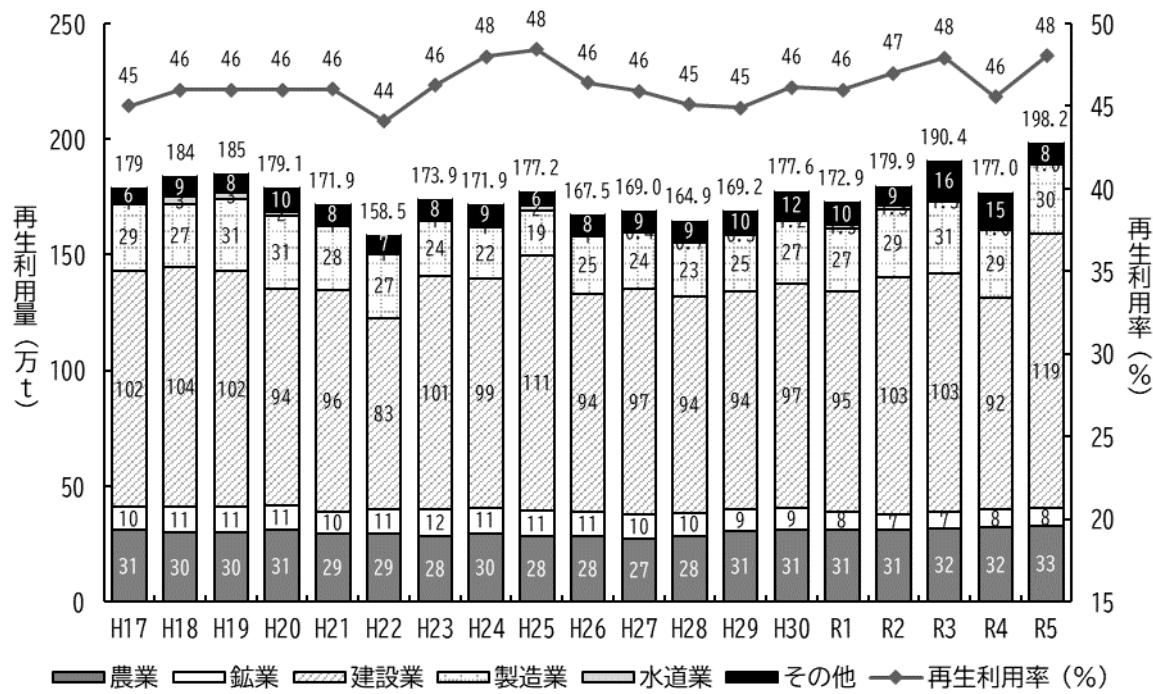
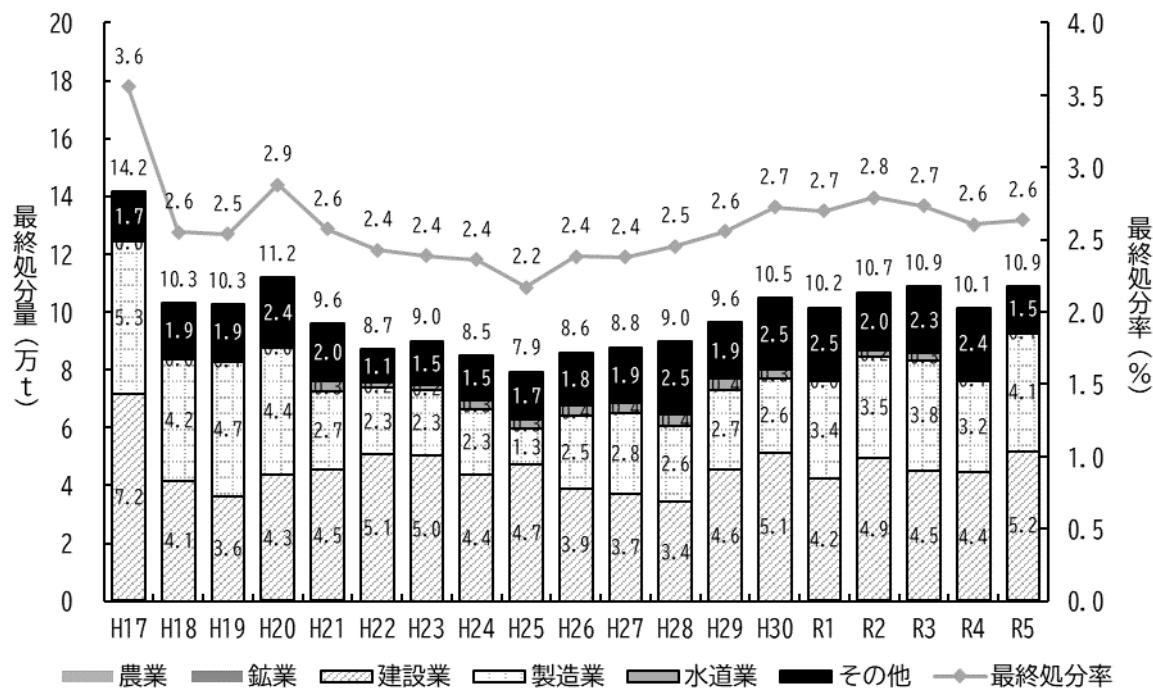


図 2-5 県内総生産額 1 億円当たりの産業廃棄物の排出量の推移



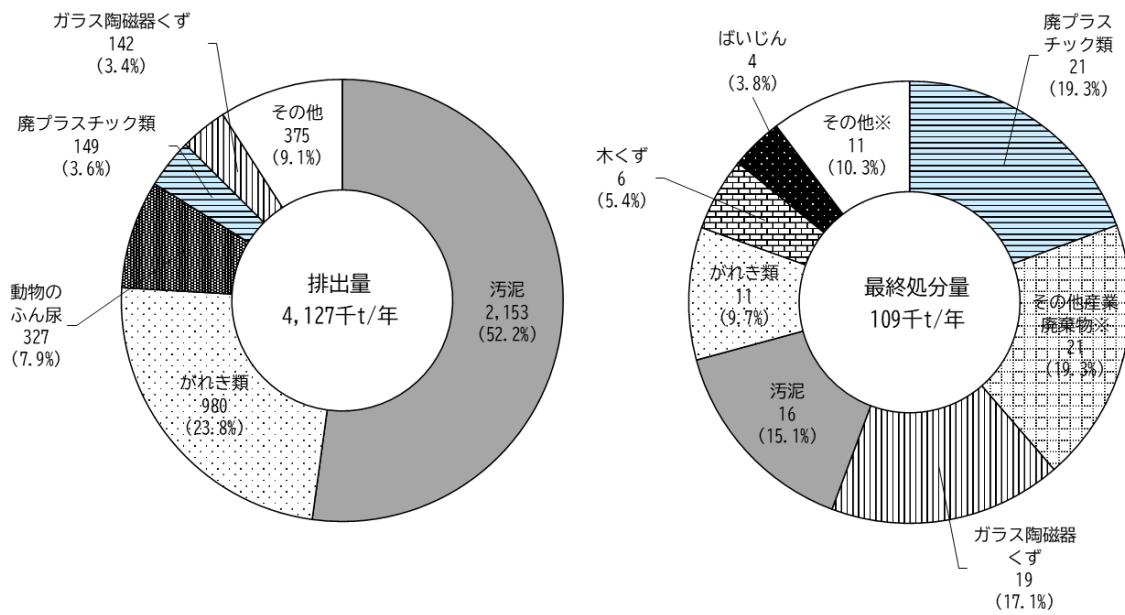
出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

図 2-6 産業廃棄物の再生利用量および再生利用率の推移



出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

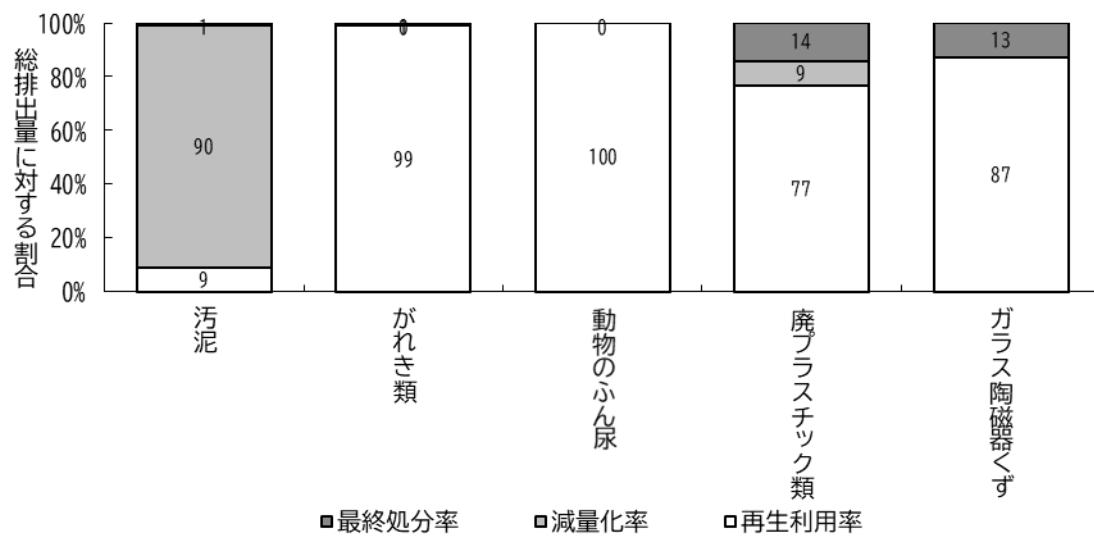
図 2-7 産業廃棄物の最終処分量および最終処分率の推移



※その他産業廃棄物：感染性廃棄物、混合廃棄物、水銀等 ※その他：グラフ項目のそれ以外

出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

図2-8 産業廃棄物の主な種類別の排出量および最終処分量（令和5年度（2023年度））



出典：滋賀県（産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査）

図2-9 産業廃棄物の主な種類別の処理率（令和5年度（2023年度））

(1) 取組に係る目標

- 優良産廃処理業者認定件数は増加傾向にあるものの、270件とする目標まで36件足りない状況です。
- 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率は100%とする目標を下回っています。
- 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率は85%とする目標を下回っています。

表 2-4 産業廃棄物の取組に係る目標の状況

		実績値										五次計画			
		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	目標値	達成状況
優良産廃処理業者認定件数	件	—	—	—	—	160	181	186	197	208	221	234	270	×見込み	
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	100	100	100	100	100	100	99.8	88.2	99.8	100	97.1	100 計画期間中	×	
産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率	%	88.7	90.8	86.8	91.4	89.5	81.7	86.9	79.6	88.9	71.7	69.8	85以上 計画期間中	×	

5 (2) 五次計画策定時の課題と五次計画期間終了時の評価

	五次計画策定時の課題	五次計画終了時の評価
1	循環型社会の実現に向け、資源の有効活用が重要視されています。このため、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）という3Rの取組を進めます。	<p>一般廃棄物（ごみ）については、排出量および最終処分量（総量および1人1日当たり）は減少傾向にあり、3R推進などの各取組の成果と考えられます。一方、再生利用率は低下傾向にあり、全国平均を下回っています。 再生利用率は平成26年度（2014年度）から令和5年度（2023年度）にかけて5.3%減少していますが、内訳として中間処理後再生利用量の減少により2.3%、集団回収量の減少により2.4%減少しています。中間処理後再生利用量については、県内市町の一般廃棄物処理施設の更新により、焼却灰の資源化を終了したことやプラスチックごみを再生利用から熱回収に転換したことなどが一因と考えられます。集団回収量については、再資源化しやすい品目の店頭回収等の民間ルートによる回収が普及したことが考えられ、市町へのアンケート結果においても再生利用率の低下要因として挙げる市町が複数ありました。また、その他の要因として人口減少・高齢化の影響で子供会を中心とした地域コミュニティが弱体化し、減少していることやコロナ禍で感染防止のため集団回収を休止し、その影響が続いていることも考えられます。</p> <p>産業廃棄物については、県内総生産額1億円当たりの排出量が10年前と比較して低い値となっており、各取組の成果と考えられます。一方、総排出量および最終処分量は、県内総生産額の増加に伴い増加傾向にあります。また、再生利用量も総排出量の増加に伴って増加していますが、再生利用率は概ね横ばいとなっています。また、廃棄物の種類別の状況を見ると、最終処分量の19.3%を占める廃プラスチック類の再生利用率が77%と他の主要な廃棄物と比較</p>

		<p>して低い値となっており、廃プラスチック類の再生利用率の向上が課題です。</p> <p>3R の推進を強化してから 25 年が経過しており、現状の取組だけではこれ以上の大幅な改善は見込めないと考えられます。</p>
2	<p>琵琶湖では、プラスチックごみが河川などを経由して流入することによる環境悪化が懸念されています。また、プラスチック資源としての有効活用も喫緊の課題です。これらの課題に対応するため、プラスチックごみの散乱防止のための検討を行うとともに、使い捨てプラスチック製品の使用を抑制し、ごみとなる前の段階での対策を進めます。</p>	<p>平成 27 年（2015 年）の琵琶湖岸漂着物等実態把握調査によると、重量比で漂着ごみの約 36%がプラスチック類で最多でした。また、令和元年（2019 年）の守山市赤野井湾での湖底ごみの実態把握調査によると、体積比で湖底ごみの約 75%がプラスチック類でした。このように琵琶湖に流入、堆積するごみの多くをプラスチックが占めており、この対策としてプラスチックごみの削減の啓発や清掃活動によるプラスチックごみの回収を進めてきましたが、琵琶湖への流入が大きく減少したとは言えない状況です。このため、プラスチックごみの琵琶湖への流入状況をより詳細に把握し、効果的な対策につなげるため、琵琶湖環境科学研究所センターを中心に試験研究が進められているところです。</p> <p>また、定点観測調査における散在性ごみの量は減少傾向にあるものの、それ以外の場所の状況は把握できていません。プラスチックをはじめとするごみの散乱防止ための基礎資料を得るため、AI による自動分析を活用し、散在性ごみの広域的な分布状況データの収集を試験的に開始しました。</p> <p>レジ袋辞退率および県内のマイボトル使用可能な給水等スポット数は目標を達成しました。レジ袋辞退率は過去 10 年間 90% 前後で推移しており、レジ袋をできるだけ使用しない生活習慣が浸透したと考えられます。また、マイボトル普及のための環境整備も進展してきたと言えます。一方、宿泊施設における使い捨てプラスチックアメニティの廃止に向けた取組も進められていますが、県民 Web アンケートの結果（アンケート結果グラフを挿入予定）を見ると、県民の使い捨てプラスチック利用を控える取組は十分に広がっているとは言えません。このため、今後も使い捨てプラスチック製品の削減を進めていく必要があります。</p>
3	<p>災害発生時の廃棄物処理に適切に対応するため、平時からの備えが不可欠です。そこ</p>	<p>市町の災害廃棄物処理計画の策定を支援した結果、目標としていた策定率 100% を達成しました。これに加え、各種手引きの作成、協定の締結によるごみ処理の相互支援体</p>

	<p>で、各市町における災害廃棄物処理計画の策定や仮置場候補地の選定を進め、災害廃棄物処理の対応能力と連携体制の向上を図ります。</p>	<p>制の整備、災害廃棄物処理に係る訓練の実施、近畿、中部両ブロックの大規模災害時廃棄物対策協議会への参画などを通じて、災害廃棄物の円滑な処理体制を強化することができました。一方で、仮置場候補地については、最大災害時の仮置場必要面積を確保済みの市町の割合は42%（8市町／19市町）であり、必要面積の確保にいたっていません（令和7年（2025年）3月末時点）。</p> <p>近年、気候変動およびその影響によると疑われる風水害などが全国各地で現れています。また各地で地震も頻発しており、南海トラフ地震の発生も懸念されています。令和6年（2024年）1月に発生した能登半島地震では、膨大な量の災害廃棄物の発生による仮置場の不足や処理の遅れ・长期化、し尿処理施設の復旧の遅れ、交通インフラの寸断、情報の錯覚、人手不足や知見を持った職員の不足などが問題となりました。これらを踏まえて、仮置場候補地の選定、し尿処理施設の相互支援、災害廃棄物処理の体制の強化、情報共有の仕組みの整備など、実効性確保に向けたさらなる取組を進める必要があります。</p>
4	<p>県民の安全・安心な生活を支えるため、廃棄物処理施設の監視指導や不法投棄の撲滅に向けた対策を徹底します。</p>	<p>廃棄物処理施設の監視指導については、毎年度、全ての産業廃棄物処理施設や産廃処分業者に対して立入検査を行うことを目標としています。立入検査実施率は概ね100%（新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた令和3年度（2021年度）を除く）でした。目標は達成できなかったものの、廃棄物処理施設などにおいて大きな問題は発生しておらず、監視指導を適切に行うことができました。</p> <p>産業廃棄物の不法投棄等については、処理業者による大規模な不適正処理事案は平成27年（2015年）以降発生していません。また、不適正処分の新規発生件数は減少傾向にあります。しかし、野外焼却のような比較的解決しやすい事案が減る一方で、早期解決が困難な埋立処分や不適正保管といった事案は下げ止まっており、結果として年度内解決率が低下傾向にあります。このため、時間の経過とともに複雑化する前に手を打つことが一層重要であり、「早期発見・早期解決」をより一層推進する必要があります。また、今後は未然防止にも注力していく必要があります。その手法として新たな技術の導入を積極的に検討することが重要であり、GPS記録ができる運行管理装置の活用、監視カメラのネット接続によるリアルタイム監視、ドローン</p>

	(無人航空機)による監視を試験的に導入したところです。
--	-----------------------------

1
2 (3) 国の廃棄物政策の動向

3 ア 五次計画策定前（～令和3年（2021年）6月）

4 廃棄物処理法は昭和45年（1970年）に制定されました。当時は高度経済成長期で、大量生産・
5 大量消費・大量廃棄の経済構造の進展に伴い、公害や不法投棄が深刻化していました。

6 平成12年（2000年）には「大量消費・大量廃棄型社会」から「循環型社会」へと転換が図られ、
7 循環型社会形成推進基本法（平成12年（2000年）法律第110号）や各種リサイクル法が整備
8 されました。これを契機に、高度な廃棄物処理やリサイクル技術を持つ事業者が育成されました。

9 平成27年（2015年）に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」は世界に浸透し、食品
10 ロスや海洋プラスチック問題などへの取り組みを加速させるようになりました。

11 プラスチックごみ問題や諸外国の廃棄物輸入規制強化などへの対応を機に、令和元年（2019年）
12 には「プラスチック資源循環戦略」が策定され、新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを
13 目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」が採択されました。さらに、令和3年（2021年）には、
14 プラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理に至るまでのライフサイクル全体であらゆる主体の
15 資源循環の取組を促進するプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年（2021
16 年）法律第60号）が制定されました。

17 イ 五次計画策定後（令和3年（2021年）7月～）

18 持続可能な経済・社会システムや地域づくりを実現するため、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現といった環境面に加えて、経済安全保障や国際競争力強化にも資するサーキュラーエコノミーへの移行を加速し、循環型社会を実現していくことが必要となっていました。

19 このため、令和6年（2024年）に循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「第五次循環型
20 社会形成推進基本計画」において、サーキュラーエコノミーへの移行が国家戦略として位置付けられました。本計画には「循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と
21 強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、経済社会システムそのものを循
22 環型に変えていくことが必要である。具体的には、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会
23 様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する
24 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵となる。」と記載されています。

25 また、サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、令和6年（2024年）に資源循環の促進のため
26 の再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年（2024年）法律第41号、以下「資源化高度化
27 法」という。）が制定されました。この法律は脱炭素化と資源循環の取組を一体的に促進するため、
28 再資源化の取組を高度化し、資源循環産業の発展を目指すものです。

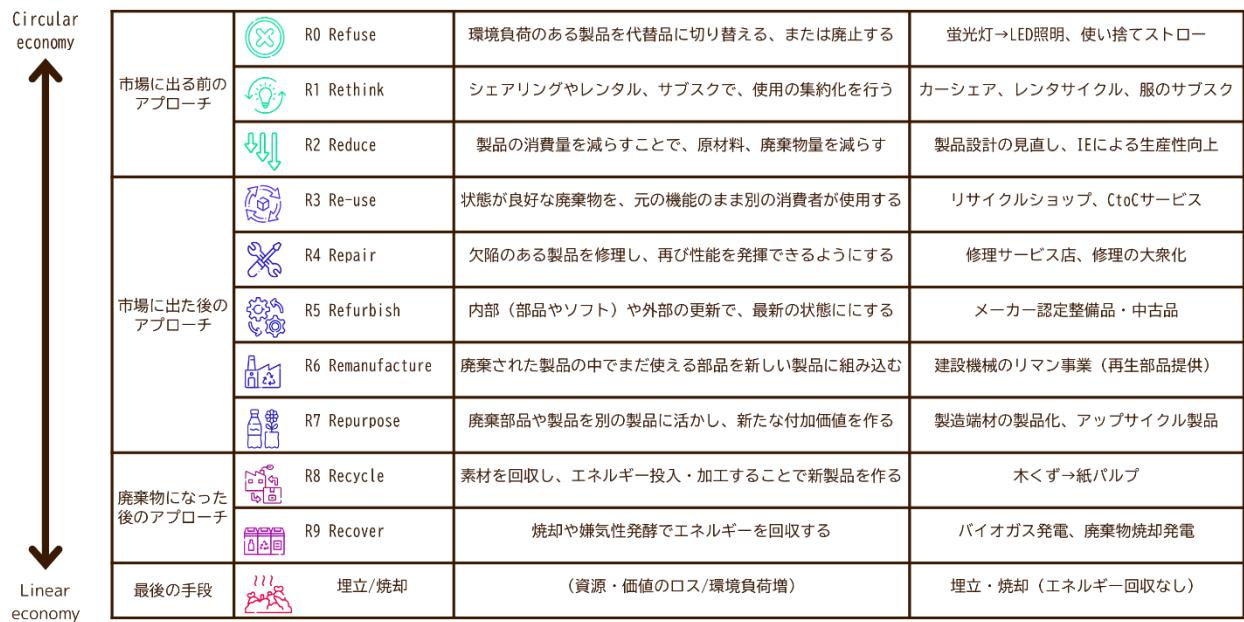
29 資源循環の促進については、五次計画策定前から重要視されていたプラスチックの資源循環に加
30 えて、太陽光パネルや蓄電池などの将来的な廃棄量の増加に対する計画的な対応、廃棄物等バイオ
31 マスの素材や燃料としての持続的な利活用の促進などが求められています。

3 本計画の基本方針

(1) サーキュラーエコノミーの推進

廃棄物の排出量や最終処分量については、3Rの推進を中心とする現状の取組だけではこれ以上の大幅な改善は見込めないと考えられる状況であり、廃棄物問題の新たな解決方法が求められています。また、「滋賀県CO₂ネットゼロ社会づくり推進計画」や「生物多様性しが戦略2024」に定めるとおり、本県においてもカーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現を目指しています。こういった背景および国の廃棄物政策の動向を踏まえ、本県においても、廃棄物問題の大膽な解決に加えて、カーボンニュートラルやネイチャーポジティブの実現に資するサーキュラーエコノミーへの移行をいち早く実現する必要があります。そこで、令和32年度（2050年度）頃にはサーキュラーエコノミーを実現することを目指して、本計画期間内（令和12年度（2030年度）までの5年間）において、サーキュラーエコノミーに向けた取組を推進します。

サーキュラーエコノミーは、資源の投入量を最小化し、製品ができるだけ長く利用し、使用済みとなった時にはできる限りごみにせず、資源の価値が下がらない方法で再利用・資源化することが経済的に成り立っている社会であり、このような社会への移行を目指します。そのためには、例えば図3-1のように、サーキュラーエコノミーに寄与する取組の優先順を明確にし、意識が醸成されている必要があります、本計画期間においてこの意識醸成を進めていく必要があります。



出典：CIRCULAR ECONOMY: MEASURING INNOVATION IN THE PRODUCT CHAIN / R-Strategies for a Circular Economy (Larae Malooly, Tian Daphne) をもとに滋賀県が意訳、作成

図3-1 Rラダー（サーキュラーエコノミー処理過程のはしご）

(2) 廃棄物の適正処理の徹底

サーキュラーエコノミーの推進の大前提である、県民の安全・安心な生活を支えるため、引き続き、廃棄物処理施設の監視指導、不法投棄の撲滅に向けた対策、散在性ごみ対策などの廃棄物の適正処理を徹底します。これらの取組をより効果的かつ効率的に行うためには、従来の取組に加え、

1　近年発展が目覚ましいデジタル技術などを積極的に活用することが有効であると期待できます。こ
2　のため、廃棄物の適正処理のための調査・監視の高度化を重点的に行います。

3

4　(3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

5　本県では、2(2)のとおり、市町の災害廃棄物処理計画の策定支援や各種手引きの作成、災害時等
6　のごみ処理の相互支援協定の締結、災害廃棄物処理に係る訓練の実施、近畿、中部両ブロックの大
7　規模災害時廃棄物対策協議会への参画など、発災時の実効性確保に向けた取組を進めてきました。

8　この間にも、国内では能登半島地震など様々な災害が起こり、膨大な量の災害廃棄物の発生、仮置
9　場の不足、処理施設の被災による処理の遅延、情報の錯そう、リソースの不足など多くの課題が生
10　じており、さらに災害の備えを高めていくことが求められています。このため、災害廃棄物の円滑
11　な処理体制の構築を引き続き重点的に行います。

1 4 将来予測および計画の目標

2 資料1-2のとおり

3

1 5 計画の推進に向けた取組

2 (1) サーキュラーエコノミーの推進

- 3 ○ 琵琶湖へのプラスチックごみの流入状況および主要な排出源を把握し、流入するプラスチック
4 ごみの削減と再資源化を視野に入れた対策を試行します。
- 5 ○ 複数の自治体、事業者、研究機関と連携を図り、廃家具をはじめ、これまで廃棄されているが再
6 利用可能なものの修理・再流通に関する循環型社会の新たなモデルの構築を進めます。【サーキ
7 ュラーエコノミー推進事業（リペアチャレンジ）】
- 8 ○ ごみ減量・資源化情報サイト「ごみゼロチャレンジしが」において、廃棄物の減量や先進事例な
9 どに関する情報の提供、普及、啓発を行うことによりサーキュラーエコノミーを進めます。
- 10 ○ プラスチックをはじめとする使い捨て容器の削減を目指してマイボトルの使用を進めるため、
11 「マイボトルスポット MAP」（事務局：関西広域連合）の登録を進めるとともに、登録事業者を
12 広報します。
- 13 ○ 環境に配慮された製品やサービスを優先的、選択的に購入するグリーン購入を進めます。
- 14 ○ 人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動である「エシカル消費」について、イベントなどで
15 啓発します。
- 16 ○ 「第五次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、廃棄物に係る諸課題を「自分ごと」として捉え、
17 主体的な行動と連携・協働し、課題解決を進めることができる人育てにより、循環型社会を進め
18 ます。
- 19 ○ 販路開拓・技術開発の支援や海外展開を図る企業への支援などを通じて、産業と環境が両立し
20 た「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。
- 21 ○ 生ごみや廃食油、下水汚泥、農林水産由来の廃棄物などの廃棄物系バイオマスについては、地域
22 の特性に応じて、堆肥、燃料、発電、熱等のエネルギーなどへの利活用を進め、地域内での循環
23 を促進します。
- 24 ○ サーキュラーエコノミーへの移行に向けて、廃棄物系バイオマスの利活用や廃棄物の排出抑制
25 などを進めることで、廃棄物等の処理に伴う温室効果ガスの排出抑制や自然環境への影響低減
26 を進めます。

27 ア 一般廃棄物

- 28 ○ 県民に対して、ライフスタイルを見直し、使い捨てプラスチック製品の使用削減などのプラス
29 チックごみ削減に向けた実践行動のチャレンジを後押しします。【しがプラスチックチャレン
30 ジプロジェクト】
- 31 ○ 事業者、関係団体、行政などで構成する滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会（事務局：
32 滋賀県）において、「しがプラスチックごみ削減行動宣言」、「環境にやさしい買い物キャンペー
33 ン」、資源物の店頭回収の情報収集・普及などを行うことにより、ごみの削減のための普及啓発
34 を行います。

35 イ 産業廃棄物

- 36 ○ 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発および施設設備の整備や、当該研究開発を通じ
37 て開発・改良された製品などの販路開拓に対して支援します。【滋賀県産業廃棄物 3R・循環経

1 濟促進事業】

- 2 ○ 産業廃棄物の排出者に対して、廃棄物減量化に係る普及啓発を行います。また、多量排出事業
3 者に対して、産業廃棄物処理計画書などの提出を指導します。
- 4 ○ 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材など）を利用し、県
5 内事業所で製造加工される製品について、一定の基準に適合するものを「ビワカルエコ製品(滋
6 賀県リサイクル認定製品)」として認定し、認定製品の利用を進めます。
- 7 ○ 産業廃棄物の発生抑制や資源化の推進を目的に、県内の中間処理施設または最終処分場に産業
8 廃棄物を一定量以上搬入した事業者から徴収している税（滋賀県産業廃棄物税）について、課
9 税方式の違いによる効果を検証し、滋賀県にふさわしい課税方式について検討します。
- 10 ○ 廃太陽光パネルについて、国の制度などを踏まえて、再資源化を着実に進めるために事業者の
11 取組を進めます。
- 12 ○ 総排出量の多くを占める汚泥について、堆肥化や燃料化などの再資源化を進めます。

13 (2) 廃棄物の適正処理の徹底

14 ア 一般廃棄物

15 (ア) ごみ

- 16 ○ 市町や一部事務組合に対して、「循環型社会形成推進地域計画」の策定や循環型社会形成推進
17 交付金に係る助言や情報提供を行います。
- 18 ○ 持続可能な適正処理の確保、気候変動対策の推進、災害対策の強化などの観点から、ごみ処
19 理の広域化及びごみ処理施設の集約化の更なる推進が求められており、持続可能な適正処理
20 の確保に向けた広域化・集約化に係る計画を策定します。
- 21 ○ 廃棄物処理法などに基づき、一般廃棄物処理施設の監視指導を行います。
- 22 ○ 大阪湾フェニックス事業に参画し、県内の一般廃棄物処理施設の焼却灰の搬入先を確保しま
23 す。
- 24 ○ 県、市町、一部事務組合で構成する滋賀県廃棄物適正管理協議会（事務局：滋賀県）において、リチウム蓄電池や処理困難物の処理などについて情報交換を行います。
- 25 ○ 市町に対して、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法に関する
26 情報提供を行います。

27 <散在性ごみ対策>

- 28 ○ 環境美化監視員を設置し、ごみの散乱防止に係る監視、パトロール、指導、啓発などを行
29 います。
- 30 ○ 車両にカメラを取り付けて走行し、収集した画像の解析をAIにより行うことにより、散在
31 性ごみの分布状況を俯瞰的に把握します。結果は、ごみの散乱防止の施策などの基礎資料と
32 し、市町などの関係機関との情報共有やボランティア団体などの清掃活動の活性化につな
33 げます。【調査・監視の高度化】
- 34 ○ 「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）を基準日とした環境美化運動や事業者
35 などがボランティアで美化清掃を行う淡海エコフォスター制度を進めます。

1 (1) し尿・生活排水

- 2 ○ し尿・生活排水の適正処理を図るため、「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づく計画的な下
3 水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を市町などと連携しながら行います。
- 4 ○ 市町が国交付金により実施する浄化槽設置整備事業に対して、支援を行います。
- 5 ○ 県、市町、指定検査機関、業界団体で構成する滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（事務局：
6 県）において、浄化槽の適切な維持管理などについて情報交換を行います。
- 7 ○ 滋賀県廃棄物適正管理協議会し尿処理部会（事務局：県）において、し尿処理施設の現状な
8 どについて情報交換を行います。

9 イ 産業廃棄物

- 10 ○ 廃棄物処理法などに基づき、産業廃棄物排出事業者に対する監視指導を行います。
- 11 ○ 廃棄物処理法や「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」などに基づき、産業廃棄物
12 処理施設設置者や産業廃棄物処理業者に対する監視指導を行います。
- 13 ○ 自動車リサイクル法や建設リサイクル法に基づく監視指導を行います。
- 14 ○ 高濃度 PCB 廃棄物の処分期間が終了しているため、高濃度 PCB 廃棄物が散発的に発見された場
15 合の適正保管や処分を指導します。低濃度 PCB 廃棄物の計画的な期限内処理を指導します（処理
16 期限：令和 8 年度（2026 年度）末）。
- 17 ○ 資源化高度化法による電子マニフェストに係る制度改正の動向を踏まえ、電子マニフェストの
18 利用促進を働き掛けます。
- 19 ○ 令和 5 年（2023 年）10 月に公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀（管理型
20 最終処分場）の受入れが終了し、現在は県内に管理型最終処分場がない状況です。このため、大
21 阪湾フェニックス事業へ参画し、最終処分先の確保をするとともに、全国の管理型最終処分場に
22 についての情報収集・提供を行います。
- 23

24 <不法投棄・不適正処理の防止>

- 25 ○ 警察、市町、近隣府県市などと連携し、職員や民間委託事業者によるパトロール、監視カメラ
26 による 24 時間監視、県境における産業廃棄物運搬車両の路上検査、不法投棄 110 番の設置
27 などの監視取締活動を行い、不法投棄の未然防止や早期発見に取り組みます。その手法につ
28 いて、GPS により記録できる運行管理装置の活用、監視カメラのネットワーク化、ドローンに
29 による監視などの技術を取り入れることにより、監視の高度化を行います。 [調査・監視の高度
30 化]
- 31 ○ 不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発などの
32 厳正な対応を行います。
- 33 ○ 産業廃棄物排出事業者に対して産業廃棄物排出者講習会などをを行い、排出事業者責任を果た
34 すよう働きかけます。
- 35 ○ 地域住民などと協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制の確立により、不法投棄・
36 不適正処理をさせない地域づくりを推進します。

37 (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

- 38 ○ 仮置場候補地の選定をさらに進め、各市町が最大被災時の仮置場必要面積を確保するよう支援し

ます。

- し尿処理施設の相互支援や生活ごみの収集体制を整備するなど、実効性確保に向けてさらに取組を進めます。
- 県内外の自治体、環境省、関係団体と連携を図り、災害廃棄物処理に係る訓練（仮置場の設置運営訓練など）を実施します。
- 能登半島地震の経験などを踏まえ、平成30年(2018年)3月に策定した滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

1 6 関係主体の役割

2 (1) 県民の役割

- 3 ○ 商品の購入に当たっては、環境に配慮された商品の選択に努めるとともに、シェアリングなどの
4 サービス利用も選択肢の1つとして検討し、利用するように努めます。
- 5 ○ 購入した商品の使用に当たっては、長期間使用することや、不用となった場合には有価物として
6 他者に譲渡して有効利用するなどにより一般廃棄物の排出抑制に協力します。
- 7 ○ 一般廃棄物の排出に当たっては、市町が設定する分別区分に応じて分別排出を行い、事業者が各
8 種リサイクル法に基づいて行う措置に協力します。

10 (2) NPOなどの各種団体の役割

- 11 ○ 各主体をつなぎ、隙間を埋める取組により、各主体間の連携・協働を進めます。

13 (3) 事業者の役割

- 14 ○ 排出者負担の原則に基づき、製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出さ
15 れる廃棄物の排出抑制に努めます。
- 16 ○ 物の製造、加工、販売などに際して、その製品や容器などが廃棄物となった場合に排出抑制、
17 分別排出、適正な循環的利用および処分が円滑に行えるよう努めます。
- 18 ○ 自ら排出する廃棄物の適正な循環的利用に努め、その上で、処分しなければならない廃棄物に
19 ついて、適正な処理を確保します。

21 (4) 市町の役割

- 22 ○ 一般廃棄物の排出状況を適切に把握した上で、その排出抑制に関し、適切に普及啓発などを行
23 うことにより住民の自主的な取組を進めるとともに、分別収集の推進および一般廃棄物の再生利
24 用により、一般廃棄物の適正な循環利用に努めるものとし、その上で、処分しなければならない
25 一般廃棄物について、適正な中間処理および最終処分を確保します。
- 26 ○ 他市町および県と連携して、広域的な循環的利用の取組について進めるよう努めます。

28 (5) 県の役割

- 29 ○ 一般廃棄物の処理に関する市町の責務が果たされるように必要な技術的助言を与えるとともに
30 に、市町間の調整などを進めるように努めます。
- 31 ○ 産業廃棄物の排出抑制および適正な循環的利用を進めるとともに、産業廃棄物の適正な処分が
32 確保されるよう事業者に対して必要な監視指導を行い、厳格に法を執行します。
- 33 ○ 各主体と連携・協働し、サーキュラーエコノミーを進めます。
- 34 ○ 「滋賀県環境マネジメントシステム」に基づき、事業活動における積極的な環境配慮の実
35 施、環境に配慮した庁舎・施設管理や事務活動、職員の環境保全行動などを進めます。

7 計画の進行管理

- 廃棄物の排出および処理の状況や計画の達成状況について、毎年度、滋賀県環境審議会へ報告するとともに、滋賀県ホームページなどで公表します。
- 社会情勢の変化や上記の報告や公表などに対して寄せられた意見などを踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行います。

2 第六次滋賀県廃棄物処理計画の目標について（案）

3

4 1 廃棄物の減量に係る目標

- (1) 一般廃棄物（ごみ）
 ア 1人1日当たりごみの排出量
 イ 1人1日当たりごみの最終処分量
- (2) 産業廃棄物
 ア 産業廃棄物の最終処分量
 イ 廃プラスチック類の再生利用率【新】

5

6

7 (1) 一般廃棄物（ごみ）

8 ア 1人1日当たりごみの排出量

目標項目	実績値				将来予測値	目標値
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
1人1日当たりごみの排出量 g	809	789	761	(集計中)	760※	711※

9 ※現時点で令和6年度（2024年度）の実績値が確定していない市町については、令和5年度（2023年度）の実績
 10 値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を
 11 更新する予定。

12

13 (ア) 定義

- 14 ●一般廃棄物処理実態調査（環境省）における1人1日当たりごみの排出量。

15

16 (イ) 考え方

- 17 ●各市町による取組に加えて、本県によるサーキュラーエコノミー推進事業（リペアチャレンジ）
 18 やその他啓発を主とした取組などにより総排出量を減少させる。
- 19 ●県民1人1人の日々の取組結果に重点を当てたものとするため、今後の人口減少による影響を
 20 受ける「総量」ではなく、「1人1日当たり」とした。
- 21 ●三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。
- 22 ●将来予測値は各市町の1人1日当たりごみの排出量が各市町の直近年度の実績値で一定に推
 23 移すると仮定して設定した。
- 24 ●目標値は直近年度の1人1日当たりごみの排出量の実績値と各市町から提出された令和12年
 25 度（2030年度）の1人1日当たりごみの排出量の目標値を比較して、各市町の1人1日当たり
 26 ごみの排出量の目標値を求めた。その後、各市町の1人1日当たりごみの排出量の目標値に各
 27 市町の令和12年度（2030年度）の人口推計値を乗じて、各市町の目標総排出量を求め、県全

域での令和 12 年度（2030 年度）の人口推計値を用いて、1 人 1 日当たりのごみの排出量を求めた。

- 目標値は令和 5 年度（2023 年度）実績比で 6.6% 減、将来予測値比で 6.4% 減となる。

イ 1 人 1 日当たりごみの最終処分量

目標項目	実績値					将来 予測値	目標値
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 12 (2030)		
1 人 1 日当たり ごみの最終処分 量	g	81	78	75	(集計中)	75*	70*

※現時点で令和 6 年度（2024 年度）の実績値が確定していない市町については、令和 5 年度（2023 年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和 6 年度（2024 年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

（ア） 定義

- 一般廃棄物処理実態調査（環境省）における 1 人 1 日当たりごみの最終処分量。

（イ） 考え方

- 各市町による取組に加えて、本県によるサーキュラーエコノミー推進事業（リペアチャレンジ）やその他啓発を主とした取組などにより最終処分量を減少させる。
- 県民 1 人 1 人の日々の取組結果に重点を当てたものとするため、今後の人口減少による影響を受ける「総量」ではなく、「1 人 1 日当たり」とした。
- 三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。
- 将来予測値は各市町の 1 人 1 日当たりごみの排出量と、総排出量に対する最終処分量の割合が直近年度の実績値で一定に推移すると仮定して設定した。
- 目標値は各市町の目標総排出量に直近年度の実績値における総排出量に対する最終処分量の割合を乗じて、各市町の最終処分量を求めた。その後、県全域の最終処分量を求め、県全域での令和 12 年度（2030 年度）の人口推計値を用いて、1 人 1 日当たりの最終処分量を求めた。
- 目標値は令和 5 年度（2023 年度）実績比で 6.7% 減、将来予測値比で 6.7% 減となる。

1 <参考指標>

2 本県におけるごみの資源循環の状況を毎年度把握するために、参考指標を設ける。以下に、参考
3 指標の将来予測値と目標達成時の将来値を示す。

項目	実績値		将来 予測値	目標達成時 の 将来値
	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 12 (2030)	R 12 (2030)
ごみの総排出量	万 t	39.3	(集計中)	35.9
ごみの総資源化量	万 t	6.2	(集計中)	5.6
ごみの再生利用率	%	15.7	(集計中)	15.6
ごみの最終処分量	万 t	3.9	(集計中)	3.5

4 ※総資源化量および再生利用率には店頭回収等の民間ルートによる回収は含みません。

5

6 (2) 産業廃棄物

7 ア 産業廃棄物の最終処分量

目標項目	実績値				将来 予測値	目標値
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 12 (2030)	R 12 (2030)
産業廃棄物の最 終処分量	万 t	10.9	10.1	10.9	(集計中)	12.1*

8 ※現時点の最新データである令和5年度（2023年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今
9 後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

10 (ア) 定義

- 11 ● 産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査（滋賀県）における産業廃棄物の最終処分
12 量。

13 (イ) 考え方

- 14 ● サーキュラーエコノミーへ移行することは、最終処分量がゼロに近づいていくことである。滋
15 賀県産業廃棄物3R・循環経済促進事業をはじめとする各取組により、再生利用率を向上させ、
16 最終処分量を減少させる。これら各取組の成果を確認し、サーキュラーエコノミーへの移行の
17 進捗状況を確認するために設定した。
- 18 ● 排出量は景気動向に左右されるため、目標項目に設定していない。
- 19 ● 三次、四次、五次計画でも設定している項目である。
- 20 ● 将来予測値は業種ごと（建設業、製造業、電気・水道業、医療・福祉、その他）に定められた
21 活動量指標の過去10年間の実績値を基に、業種別に産業廃棄物の排出量を推計した。建設業
22 の排出量については、廃太陽光パネルが増加すると見込まれることから、令和12年度（2030
23 年度）の廃太陽光パネルの廃棄量の予測値（2,312t）により補正を行った。求めた排出量に対
24 し、廃棄物の種類ごとの令和5年度（2023年度）の最終処分率を用いて最終処分量を求めた。
25

- 再生利用率を将来予測値から、廃プラスチック類については3%、その他の廃棄物（すでに再生利用率が100%に近いがれき類と動物のふん尿を除く）については1%上昇させた時の将来予測値である10.3万tを目標値とした。

<参考指標>

本県における産業廃棄物の資源循環の状況を毎年度把握するために、参考指標を設ける。以下に、参考指標の将来予測値と目標達成時の将来値を示す。

項目	実績値		将来 予測値	目標達成時の 将来値
	R5 (2023)	R6 (2024)		
産業廃棄物の総排出量	万t	413	(集計中)	446
産業廃棄物の発生量	万t	231	(集計中)	259
産業廃棄物の再生利用量	万t	198	(集計中)	224
産業廃棄物の再生利用率	%	48	(集計中)	50
				51

※発生量：総排出量のうち、汚泥については排出事業所内での脱水した後の量としたもの

イ 廃プラスチック類の再生利用率【新】

目標項目	実績値				将来 予測値	目標値
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
廃プラスチック 類の再生利用率 【新】	%	74	74	77	(集計中)	77※
						80※

※現時点の最新データである令和5年度（2023年度）の実績値を基に算出した。このため、値は暫定値となる。今後、令和6年度（2024年度）の実績値が確定次第、値を更新する予定。

（ア）定義

- 産業廃棄物処理実績報告データ整備・構造解析調査（滋賀県）における廃プラスチック類の再生利用率。

（イ）考え方

- 廃棄物の種類別の状況（令和5年度（2023年度））を見ると、最終処分量の19.3%を占める廃プラスチック類の再生利用率が77%と他の主要な廃棄物と比較して低い値となっており、廃プラスチック類の再生利用率の向上が課題である。
- 滋賀県産業廃棄物3R・循環経済促進事業をはじめとする各取組により、廃プラスチック類の再生利用率を向上させる。各取組の成果を確認し、廃プラスチック類の資源循環の進捗状況を確認するために設定した。
- 将来予測値は令和5年度（2023年度）実績値である77%と同じとした（過去10年間、再生利用率は73～78%で推移）。

- 目標値は更なる再生利用率の上昇を目指して、令和5年度（2023年度）実績値である77%から3%増加の80%を目標値とした（全国の廃プラスチック類の再生利用率は75%（令和5年度（2023年度））。

<参考指標>

本県における産業廃棄物中の廃プラスチック類の資源循環の状況を毎年度把握するために、参考指標を設ける。以下に、参考指標の将来予測値と目標達成時の将来値を示す。

項目	実績値		将来 予測値	目標達成時の 将来値
	R5 (2023)	R6 (2024)	R12 (2030)	R12 (2030)
廃プラスチック類の 総排出量	万t	14.9	(集計中)	16.2
廃プラスチック類の 再生利用量	万t	11.4	(集計中)	12.4
廃プラスチック類の 最終処分量	万t	2.1	(集計中)	2.3

2 取組に係る目標

- (1) サーキュラーエコノミーの推進に関する目標
ア サーキュラーエコノミーの認知度【新】
イ 県内のマイボトル使用可能なスポット数
- (2) 廃棄物の適正処理の徹底に関する目標
ア 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数
イ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率
ウ 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率
- (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築に関する目標
ア 災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合【新】

(1) サーキュラーエコノミーの推進に関する目標

ア 「サーキュラーエコノミー」の認知度【新】

目標項目	%	実績値				目標値
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
「サーキュラーエコノミー」の認知度	%	—	—	—	—	50

(ア) 定義

- 県民 Web アンケート（対象者約 2,000 人）において、設問「あなたはサーキュラーエコノミーを知っていますか。」に対して、「よく知っている」、「ある程度知っている」と回答した人の割合。

(イ) 考え方

- 「サーキュラーエコノミー」という単語は、近年、国などにおいて使われるようになってきた単語である。サーキュラーエコノミーという単語を知らない人も、従来からの 3R の取組などを実践することはサーキュラーエコノミーへの移行につながるもの、サーキュラーエコノミーの認知度を上げることは、県民が向かう方向性を明確にでき、実践を促す手助けとなると考えられる。また、「サーキュラーエコノミーを実践していますか。」という設問にした場合、実践しているかどうかの判断基準が個人によって異なることも考慮した。

- 令和 7 年度（2025 年度）の県政世論調査（対象者約 4,000 人）において、設問「あなたはサーキュラーエコノミーについて知っていますか。」に対して、「言葉も意味もよく知っており、人に説明できる」、「言葉を知っていて、意味もある程度知っている」、「言葉は聞いたことがあるが、意味はよく知らない」と回答した人の割合は 34.1% であった。このことから、令和 12 年度（2025 年度）においては、認知度を半数以上である 50% に上げることとした。

- 六次計画から新たに設定する目標項目である。

1 イ 県内のマイボトル使用可能なスポット数

目標項目	実績値				目標値	
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
県内のマイボトル使用可能なスポット数	箇所	56	97	112	120	150

2 (ア) 定義

- 県内で有料無料問わず、マイボトルへの飲料水やコーヒーなどを提供する店舗や場所の数。関西広域連合の「マイボトルスポット MAP」事業における、県内に掲載されているスポット数。

7 (イ) 考え方

- マイボトル使用可能なスポットの情報を収集し、それらを見える化することで、マイボトルの利用を進め、ペットボトルや使い捨てカップなどの利用を抑制する。
- 年間5スポットの増加を見込む。したがって、5年間×5スポット=25スポット程度の増加による150スポットを目標とする。
- 五次計画でも設定している目標項目である。

14 (2) 廃棄物の適正処理の徹底に関する目標

15 ア 「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数

目標項目	実績値				目標値	
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)		
「環境美化の日」を基準とした環境美化運動参加者数	人	172,321	194,802	197,019	162,387	180,000

16 (ア) 定義

- 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成4年（1992年）滋賀県条例第20号）で定める「環境美化の日」（5月30日、7月1日、12月1日）を基準日とした環境美化運動の参加者数。

21 (イ) 考え方

- 参加者数はコロナ禍を機に減少したことから、参加者数の回復とごみのない滋賀を県民とともに作っていくという思いを込めて設定した。
- 人口減少や高齢化による参加可能な人数の減少を考慮して、過去4年間の県内人口に対する平均参加率13%と同じ年間18万人を目標とする。
- 五次計画でも設定している目標項目である。

1 イ 廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率

目標項目	実績値				目標値 R12 (2030)
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
廃棄物処理施設 や産廃処分業者 への立入検査実 施率	%	88.2	99.8	100	97.1 100 (計画期間中)

2 (ア) 定義

- 県内の廃棄物処理施設や産廃処分業者に対して、各年度内に立入検査を実施した割合（大津市除く）。

3 (イ) 考え方

- 廃棄物処理施設や産廃処分業者による廃棄物の適正な処理を進めるため、原則、全ての処理施設・処分業者へ対して、毎年度立入検査を行っている。全数立入検査の結果、毎年度、8割程度において指導事項（軽微なものも含む）があるため、立入検査の意義は大きいと考えられる。
- 五次計画の目標値である100%を維持することを目標とした。
- 三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。

4 ウ 産業廃棄物不法投棄等の発生年度内解決率

目標項目	実績値				目標値 R12 (2030)
	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
産業廃棄物不法 投棄等の発生年 度内解決率	%	79.6	88.9	71.7	69.8 85以上 (計画期間中※)

5 ※新規発生件数が40件未満の年は努力目標とする。

6 (ア) 定義

- 産業廃棄物の不法投棄等（野外焼却、埋立処分等、保管等）の発生年度内解決率（大津市除く）。

7 (イ) 考え方

- 監視を高度化することにより、五次計画の目標値である85%を維持することを目標とした。
- ここ数年の新規発生事案については、減少傾向となっている。今後も啓発活動として産業廃棄物排出事業者への講習会やチラシの作成、路上検問等による未然防止の取組を行う。これら啓発活動等により比較的解決しやすい事案が減少している一方、早期の解決が困難であることが多い案件数は下げ止まりとなっている。今後も引き続き未然防止を進める中での評価として年度内新規発生件数が40件未満の年は努力目標の扱いとする。
- 三次、四次、五次計画でも設定している目標項目である。

1 (3) 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築に関する目標

2 ア 災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合【新】

目標項目	%	実績値				目標値
		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	
災害廃棄物処理に係る訓練により対応力が高まったと回答した参加者の割合	%	—	—	—	—	90 以上 (計画期間中)

3 (ア) 定義

- 4
- 5 ● 台風、大雨などの気象災害や、地震などの大規模災害において発生する災害廃棄物の処理につ
6 いて、重要な初動対応の一つである仮置場の設置や廃棄物の搬入、搬出までの流れを想定した
7 訓練等を毎年度行う予定である。その訓練への参加者（県内市町と一部事務組合の職員）に対
8 するアンケート結果において、「対応力が高まった」と回答した参加者の割合。

9 (イ) 考え方

- 10
- 11 ● 訓練を恒常的に実施し、県内市町の職員等の災害廃棄物処理の対応力を高めるために設定した。
- 12 ● 五次計画で目標としていた「市町災害廃棄物処理計画の策定率」は 100%となつたため、これ
13 に代わるものとして、六次計画から新たに設定する目標項目である。

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

1 ~補足~~~~~

2 1 廃棄物の減量に係る目標

3 (1) 1人1日当たりごみの排出量

4 ア 目標値

- 5 ● 目標値は生活系および事業系ごとに原則として各市町から提出された令和12年度（2030年度）目
6 標値を採用し、途中年度は実績年度との直線補間により算出することを基本とした。ただし、市町
7 から提出された目標値と実績値に乖離が見られる（実績値が既に目標値より低い）場合等には、主
8 に以下の2ケースにより目標値を算出した。

9 ▶ケース1：直近年度の実績値を目標値とする（ごみ減量が十分進んでおり、滋賀県平均より低
10 い水準の場合等）

11 ▶ケース2：市町提出目標値の計画期間における削減率を直近年度実績値に考慮して目標値を決
12 定する

13 上記の方法により求めた各市町の目標値に各市町の令和12年度（2030年度）の人口推計値を
14 乗じたものを、各市町の目標総ごみ排出量とした。求めた各市町の目標総ごみ排出量の合計によ
15 り県全域での目標総ごみ排出量を算出し、そこから令和12年度（2030年度）の県全域の人口推
16 計値と年間日数を除したものを、1人1日当たりのごみの排出量目標値とした。

- 17 ● 国の「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基
18 本的な方針」（以下「国的基本方針」という。）では、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（生活系
19 ごみから資源ごみを除いたごみの量）が目標項目として設定されている。その目標値は令和12年度
20 （2030年度）において約478gとされている。一方、本県における1人1日当たりの家庭系ごみ排
21 出量（令和5年度（2024年度））は471gであり、既に国の目標を達成できている。

23 (2) 産業廃棄物の最終処分量

24 ア 将来予測値

- 25 ● 業種ごと（建設業、製造業、電気・水道業、医療・福祉、その他）に既存の経済活動に関する既存
26 の統計データから選定した活動量指標の過去10年間の実績値を基に、令和12年度（2030年度）に
27 おける活動量指標を業種ごとに予測した。予測に当たっては、温室効果ガス排出量の予測に当たり
28 将來の経済活動量を予測する方法として環境省が示す一般的な方法を用いた。

- 29 ● 今後とも大きな技術革新及び法律上の産業廃棄物分類の変更がなく、産業廃棄物の排出状況等と建
30 設業を除く業種ごとの活動量指標との関係が現時点から変わらないものと仮定して、業種別に産業
31 廃棄物の排出量を推計した。建設業の排出量については、廃太陽光パネルが増加すると見込まれ
32 ことから、令和12年度（2030年度）の廃太陽光パネルの廃棄量の予測値（2,312t）により補正を
33 行った。

- 34 ● この結果、令和12年度（2030年度）における排出量の予測値は令和5年度（2023年度）実績値と
35 比較して8.2%増加となった。この内訳は、建設業で19.1%、製造業で14.0%増加となっている。
36 その要因として、本県では建設業と製造業の活動量指標が増加傾向にあり、また建設業において廃
37 太陽光パネルが増加すると見込まれることが考えられた。一方、電気・水道業は人口減少により
38 6.1%減少となった。

- 39 ● 求めた排出量に対し、廃棄物の種類ごとの令和5年度（2023年度）の最終処分率を用いて最終処分
40 量を求めた。

1
2 イ 目標値

- 3
- 4
- 5
- 6
- 7
- 8
- 9
- 国の基本方針では、総排出量は令和 12 年度（2030 年度）までに令和 4 年度（2022 年度）比約 1 %
増加に抑制、最終処分量は令和 12 年度（2030 年度）までに令和 4 年度（2022 年度）比 10 % 削減と
掲げられている。総排出量は近年減少傾向にあることに加えて、石炭火力発電の減少に伴う燃え殻
等の減少、動物のふん尿の増加および太陽光パネルの廃棄量増加に伴う金属等の増加を見込んで設
定されている。また、最終処分量は近年減少傾向にあることに加えて、石炭火力発電の減少等によ
る燃え殻等の減少を考慮しつつ、廃プラスチック等の更なる循環利用率の上昇に重点的に取り組む
ことで更なる進捗を見込んで設定されている。
 - 本県の総排出量および最終処分量は近年増加傾向にある。本県では、建設業と製造業の経済活動が
活発化しているためと考えられる。また、本県では石炭火力発電はないため、石炭火力発電の減少
に伴う総排出量および最終処分量の減少は見込めない。本県では全国と状況が異なることから、再
生利用率を令和 5 年度（2023 年）実績値から 2 % 上昇させた時の将来予測値である 9.8 万 t を目標
値とした。

15
16 2 取組に係る目標

17 <五次計画の目標項目から削除した項目>

18 (1) マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）

19 過去 10 年間、レジ袋辞退率は 9 割程度で推移しており、レジ袋辞退は根付いており、レジ袋を購入し
20 ている人は必要とする理由がある場合に限られている状況であると推測される。これ以上の削減は現実的
21 でないと判断したことから、本目標項目を削除した。

22
23 (2) 優良産廃処理業者認定数

24 本認定制度は国による制度である。情報公開の透明性をはじめとした審査項目により審査、認定するも
25 ので、許可証等を活用した PR や環境配慮契約法に基づく国等の産業廃棄物の処理に係る契約での有利な
26 取扱い等のメリットがあるとされている。一方で、規模が大きくない事業者にとっては、認定取得のため
27 の費用・労力がメリットを上回っているとの声もあると聞いている。このため、県は主に本制度の周知を行
28 うこととし、申請は各事業者の判断によるとすることから、本目標項目を削除した。

29
30 (3) 市町災害廃棄物処理計画の策定率

31 市町災害廃棄物処理計画の策定率は令和 6 年度（2024 年度）末時点で 100 % となったことから、本目標
32 項目を削除した。

33 ~~~~~